

第 7 回花と緑の景観まちづくりコンテスト審査要領(案)

花と緑の景観まちづくりコンテストは、地域や学校・事業所のみなさんが、1年を通じて自主的に取り組んでいる、まちなかでたくさんの人の目に触れる場所での緑化事例を表彰します。

応募部門

コミュニティ部門；公園、公民館、集会所、植樹柵等の公共的な場所で地域のコミュニティを広げながら育てられている花や緑

学校部門；保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等において、学校内で児童、生徒、PTA、地域の方々が育てられている花や緑

事業所部門；まちなかの事業所やお店で、自らの敷地内で道路から見る事ができ、まちの景観を彩っている花や緑

個人住宅部門；住宅地などで自分の庭先などにおいて、道路から見る事ができる花や緑

表彰

- ・ 4 部門を通して、特に優秀な作品に最優秀賞、又は優秀賞を贈ります。
- ・ 応募部門ごとに景観賞、まちづくり賞などを贈ります。
(広く顕彰したいので受賞者の数は問いませんが、部門によっては、受賞者がいない場合もあります。)
- ・ 春のイベントにおいて表彰します。
- ・ 入賞者には賞状と副賞を贈ります。又、最優秀賞には顕彰プレートを贈ります。
- ・ 参加者には参加賞を贈ります。

審査基準

< 景観面 >

街並みとの調和

- ・ 花や緑以外に造形物の活用、工夫など
- ・ 花や緑の設置方法の工夫など
- ・ 花や緑の場所選定（効果的な場所）など

デザイン性

- ・ 花や緑の数、種類、高さ、花や葉の大きさ、配色など

地域性

- ・ 花や緑は通行する多くの人々の目にふれることができるなど

維持管理の状況

- ・ 花や緑の手入れとその周辺の清掃など

<まちづくり面>

取り組みの創意・工夫、独自性

- ・新しい発想や工夫を凝らした取り組み
- ・地域の課題や問題に沿った取り組み

まちづくりへの貢献度、波及性

- ・活動をきっかけに新たな花や緑を創出するなど波及性のある取り組み

取り組みの継続性、発展性

- ・長く活動を続けられる仕組み、活動を広げていく工夫

関西一魅力的な住宅都市との関連性

- ・独自の個性や魅力を活かし、生駒らしさを創出するまちづくりの取り組み

審査方法

緑の市民懇話会から現地審査員を選出し、現地審査を行います。

緑の市民懇話会は、現地審査員の報告を受け協議により各賞を決定します。

審査・表彰までの流れ

応募部門ごとに5月末まで受付します。

受付終了後、随時に事務局で現地確認を行います。(写真、ビデオ撮影)

現地審査員は、事務局の現地確認の報告を受けて4回現地審査(4・5月、7・8月、10月、12月)を行います。

現地審査員は、緑の市民懇話会において現地審査の結果を報告し、懇話会では活動状況報告書について書類審査と合わせて協議により各賞を決定し、市長に報告します。(2月)

各賞受賞者には入賞の通知と表彰式の案内、コンテスト参加者全員に表彰式の案内をします。(3月)

平成27年春に実施する“ふろーらむ春のイベント”(4・5月)において表彰式を執り行います。